鳥取市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例及び鳥取市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第15号

鳥取市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例及び鳥取市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成2年鳥取市条例 第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「使用料」を「利用料金」に改める。

第2条中「市民生活における福祉活動の拠点として、市民のボランティア活動等、 健康づくり及び老人福祉の充実」を「市民の福祉の増進」に改める。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第4条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第6条第2号中「使用」を「利用」に改める。

第7条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用」を「利用」に、「指定管理者」を「あらかじめ指定管理者」に改め、同条第2項中「使用」を「利用」に改める。

第8条(見出しを含む。)中「使用」を「利用」に改める。

第9条を次のように改める。

(利用料金)

- 第9条 会議室等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表 第2、別表第3又は別表第4に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を 受けて指定管理者が定める。
- 2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

第10条の見出しを「(利用料金の減免)」に改め、同条中「市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を」を「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を」に改める。

第11条の見出しを「(利用料金の不返還)」に改め、同条中「使用料は」を「利用料金は」に、「次の各号のいずれかに該当するときは、市長は」を「あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により」に、「使用料の」を「利用料金の」に改め、同条各号を削る。

第12条の見出し中「目的外使用」を「目的外利用」に改め、同条中「使用者」 を「利用者」に、「使用目的」を「利用目的」に、「使用」を「利用」に改める。

第13条の見出しを「(利用の許可の取消し等)」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改める。

第15条中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改める。

第16条第2項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に改める。 第17条中「使用者」を「利用者」に改める。

第18条を削り、第19条を第18条とする。

別表第1中「第3会議室」の次に「、第4会議室」を加え、「、集会室」、「、 ボランティア室(1)、ボランティア室(2)」及び「、ふれあい広場」を削る。

別表第2中「会議室等使用料」を「会議室等利用料金」に改め、同表第3会議室の項中「1時間につき570円」を「1時間につき440円」に、「1時間につき880円」を「1時間につき680円」に改め、同項の次に次の1項を加える。

別表第2中集会室の項を削り、同表備考第2項中「使用する」を「利用する」に、「使用料は」を「利用料金は」に、「基本使用料」を「基本利用料金」に改め、同表備考第3項中「使用料は」を「利用料金は」に、「基本使用料」を「基本利用料金」に改める。

別表第3中「大会議室使用料」を「大会議室利用料金」に改め、同表備考第2項中「使用する」を「利用する」に、「使用料は」を「利用料金は」に、「使用料の」を「利用料金の」に、「基本使用料」を「基本利用料金」に改め、同表備考第3項中「使用料」を「利用料金」に、「使用分」を「利用分」に改め、同表備考第4項中「使用する」を「利用する」に、「使用料は」を「利用料金は」に、「基本使用料」を「基本利用料金」に改め、同表備考第5項中「使用料は」を「利用料金は」に、「基本使用料」を「基本利用料金」に改める。

別表第4中「体育館使用料」を「体育館利用料金」に改め、同表備考第2項及び 第3項中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考第6項中「使用」を「利用」 に改める。

(鳥取市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条 例第86号)の一部を次のように改正する。

別表鳥取市老人福祉センターの項中「陶芸実習室、教養文化室」を「教養文化室」に、「第3会議室」を「第4会議室」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取市総合福祉 センターの設置及び管理に関する条例第3条、第4条及び別表第1の改正規定並び に別表第2第3会議室の項の改正規定、同項の次に1項を加える改正規定及び同表 集会室の項を削る改正規定並びに第2条の規定は、公布の日から起算して10月を 超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりな された処分、手続その他の行為は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当 規定によりなされたものとみなす。